

さ情審査答申第43号
平成19年8月31日

さいたま市長 相川 宗一様

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会
会長 小池 保夫

答 申 書

平成19年1月9日付けで貴職から受けた、「2004年8月5日付け保保所環収14113号の行政情報一部公開決定についての不服申立て一件記録」（以下「本件対象行政情報」という。）の非公開決定（以下「本件処分」という。）に対する異議申立てに係る諮問について、次のとおり答申します。

第1 審査会の結論

本件対象行政情報は不存在と認められる。よって、非公開とした決定は妥当である。

第2 異議申立人の主張の要旨

1 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、さいたま市情報公開条例（平成13年さいたま市条例第17号。以下「条例」という。）第6条第1項に基づく本件対象行政情報の公開請求に対し、平成18年12月15日付け保保所環第10015号により、さいたま市長（以下「実施機関」という。）が行った本件処分について取り消しを求めるというものである。また、本件情報のコピーを入手し公開することを求めている。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張する異議申立ての主たる理由は、異議申立書及び補充理由書によると、おおむね以下のとおりである。

- (1) 理由付記義務懈怠の瑕疵がある。
- (2) 廃棄に瑕疵があれば、治癒するための措置が講じられるべきである。
- (3) 本件対象行政情報は、1年で廃棄されるべきものではないので、その真否及び当否は厳しく検証されなければいけない。
- (4) 本件対象行政情報は、平成16年度中のものは、①行政情報公開請求書、②行政情報一部公開決定通知書の起案書、③異議申立書、④審査会への諮問の起案書、⑤審査会への理由説明書の起案書、⑥審査会での口

頭意見陳述の起案書、⑦審査会の答申書、平成17年度中のものは、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書、⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票等により構成されている。このうち、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書、及び⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票は、仮に保存期間が1年であっても現在保存されていなければいけない。

- (5) 本件対象行政情報は、各課共通ファイル基準例で保存期間は3年と定められ、同基準例は、さいたま市文書管理規則（平成13年さいたま市規則第14号。以下「文書管理規則」という。）で定める全庁共通ファイル基準表を構成するものと言えるので、環境衛生課長が本件対象行政情報の保存期間を1年と定めたことは、文書管理規則に違反するものであり、裁量権の逸脱又は濫用の違法がある。
- (6) 文書管理規則第36条別表では、行政不服審査に関する文書は第2種文書で10年保存する文書とされている。
- (7) 本件情報を違法・不当に廃棄したことは、刑法258条の公用文書毀棄罪、地方公務員法第33条の信用失墜行為にあたる。
- (8) 本件請求は必ずしも原本（起案書）を対象とするものではなく、コピーを含むと理解されうるものである。

第3 実施機関の主張の要旨

実施機関は、理由説明書及び口頭意見陳述において、次のように説明している。

- 1 本件処分理由については、行政情報非公開決定通知書で、1年の保存期間を満了し廃棄したため不存在と明記していることから、理由付記義務懈怠の瑕疵はない。
- 2 各課共通ファイル基準例では、本件対象行政情報に係る個別フォルダーの保存期間を3年としているが、各課共通ファイル基準例は文書管理規則に基づくものではなく、文書整理を円滑に行うための参考例として作成されたものである。文書管理規則第36条第4項では、文書の保存期間は個別フォルダーを単位として課長が定めるものとしており、環境衛生課長が、これと異なる保存期間を定めたとしても、直ちに、同規則には違反しない。
- 3 異議申立書で、平成17年度に取得又は作成したものとして、⑧異議申立ての決定等の起案書、⑨当初請求に対する再決定の起案書及び⑩市政情報課へ送付する不服申立処理票があるとされているが、これらについては、平成16年度に取得又は作成した文書と一連のものであるため、平成16年度文書として取り扱い、1年保存で廃棄したため不存在である。

- 4 異議申立人は、本件請求はコピーを含むと理解されうるものであると主張しているが、本件対象行政情報に該当し得るものは、環境衛生課で保存し廃棄した原本のみである。

第4 審査会の判断の理由

- 1 本件対象行政情報の不存在について

実施機関の理由説明書及び口頭意見陳述における説明によると、本件対象行政情報について、以下の事情が認められる。

実施機関の担当課である保健所環境衛生課では、本件対象行政情報に係る文書を、平成16年度ファイル基準表の「個人情報外部提供報告書」の個別フォルダー内に保存していたが、当該フォルダー内の文書の保存期間は1年であったので、平成18年4月1日、これを廃棄した。なお、本件対象行政情報のうち「異議申立ての決定等の起案書」「当初請求に対する再決定の起案書」「市政情報課へ送付する不服申立処理票」は個別の文書としては平成17年度に取得又は作成していたが、平成16年度に取得又は作成した文書と一連の案件に係る文書として、平成16年度の文書とともに廃棄した。

以上からは、本件対象行政情報の保存期間を1年と定めたことの当否はともかくとして、実施機関において、保存期間を満了したとの認識のもとに本件対象行政情報を廃棄したこと自体は事実と考えられ、他に本件対象行政情報の存在をうかがわせるような具体的な事情はない。したがって、本件対象行政情報は存在しないと認めるほかはない。

なお、異議申立人は、本件処分に理由付記義務懈怠の瑕疵があると主張する。しかし、実施機関は「1年間の保存期間を満了し、平成18年4月1日に廃棄した」と不存在の理由を具体的に述べているから、理由付記義務懈怠にはあたらない。

- 2 本件対象行政情報の保存期間について

本件異議申立ての実質的な争点は、本件対象行政情報の保存期間を何年と考えるべきか、ということである。

異議申立人は、実施機関が本件対象行政情報の保存期間を1年と定めたことは文書管理規則に違反するものであると主張する。

その理由として、第1に、この「1年」という定めは、各課共通ファイル基準例の「3年」とする定めと反しており、かつ、各課共通ファイル基準例は、文書管理規則で定める全庁共通ファイル基準表の一部を構成するものといえるから、各課共通ファイル基準例と異なる保存期間の定めをすることは、全庁共通ファイル基準表、ひいてはその根拠となっている文書

管理規則に違反することになる、という点を挙げる。

しかし、各課共通ファイル基準例は、各課でファイリング責任者が課長の命を受けファイル基準表を作成する際のモデルとなる例を示したもので、文書管理規則上には根拠がなく、それ自体として拘束力を有するものではない（なお、平成19年度から「各課共通ファイル基準例」は廃止されている）。各課共通ファイル基準例が全庁共通ファイル基準表の一部を構成するという異議申立人の主張を採用することはできない。

第2の理由として、異議申立人は、本件対象行政情報は、文書管理規則第36条別表第2種(3)に定める「行政不服審査に関する文書」として10年保存すべきであるから、これを「1年」で廃棄したのは文書管理規則に違反する、と主張する。

本件対象行政情報は、過去の特定の行政情報一部公開決定について行政不服審査法の規定により不服申立てのあった一件記録であり（条例第19条）、単なる行政情報公開請求書とは異なり、まさに「行政不服審査」に関する文書である。当審査会も、本件対象行政情報は文書管理規則第36条別表第2種(3)に定める「行政不服審査に関する文書」に該当し、保存期間は10年と解するものである。したがって、実施機関が文書管理規則に違反して、10年保存すべき文書をわずか1年で廃棄してしまったのは誠に遺憾というほかはない。

しかし、実施機関においても、本件情報公開請求及び異議申立ての一連の経緯に鑑み、平成19年度ファイル基準表では「情報公開請求・決定」、「情報公開等の不服申立て」の個別フォルダーを、それぞれ「環境衛生課」及び「食品」「環境」「薬事」「市場」の係毎に作成し、「情報公開請求・決定」については3年、「情報公開等の不服申立て」については10年とする各保存期間を設定したとのことである。情報公開制度が推進され、市政に対する市民の理解と信頼を深めるためには、その前提として、文書が適正に管理されていることが必要不可欠である。今後は、誤りがないよう文書の適正な管理を徹底されたい。

- 3 なお、異議申立人は、本件の異議申立ての趣旨として、本件対象行政情報のコピーを入手し公開することを求めている。しかし、本件情報公開請求は、実施機関の担当課を保健所環境衛生課と特定してなされており、本件対象行政情報とは同課に保存されている原本を意味しているとしか解されないうえ、そもそも条例上の情報公開請求権は存在する行政情報の公開を請求する権利であって、コピーを入手して公開することまで請求権の内容とするものではない（条例第7条）。したがって、この異議申立ての趣旨は、申立て自体失当といわざるを得ない。

- 4 以上の次第であり、本件対象行政情報は存在しておらず、これを公開することはできないから、当審査会は、前記第1の結論のとおり、答申する。

第5 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事案について、次のとおり、調査審議を行った。

①	平成19年 1月 9日	諮問の受理
②	同 年 3月19日	実施機関から理由説明書を受理
③	同 年 3月23日	審議
④	同 年 7月12日	実施機関からの意見聴取及び審議
⑤	同 年 8月 9日	審議

さいたま市情報公開・個人情報保護審査会委員

職 名	氏 名	備 考
委 員	荒 木 直 人	弁護士
会 長	小 池 保 夫	大学教授
委 員	小 室 大	行政経験者
会長職務代理者	苦 田 文 一	弁護士
委 員	満 木 祐 子	弁護士

(五十音順)